

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運營業務（以下「業務」という。）

(2) 業務の内容

別添1「令和8年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運營業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月29日まで

(4) 予算額

金5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

当該金額は（2）に係る委託料の予算額であり、業務の遂行に当たり必要となる人件費及び事業費（旅費、会議費、外注費、雑費、一般管理費等）等全ての経費は、委託料に含める。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本件調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 実施要領の交付方法

令和8年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運營業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和8年7月10日（金）から同年8月21日（金）までの間にインターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び交付時間

令和8年7月10日（金）から同年8月21日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

5に同じ。

4 参加表明及び企画提案書等の提出等

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、アの提出書類をイの方法で提出すること

により参加表明をすること。

ア 提出書類

令和8年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運営業務プロポーザル参加表明書（実施要領様式第1号。以下「参加表明書」という。）

イ 提出方法

電子メールによること。（メールアドレスは5を参照）

ウ 提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時必着

※参加表明を踏まえた本プロポーザル参加資格の確認結果については、参加表明書を提出した者に対し、令和8年8月5日（水）までに電子メールにて通知する。

(2) 質問の受付

ア 本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、令和8年7月24日（金）午後5時までに任意様式により質問すること。

イ 質問は、電子メール以外では受け付けない。（メールアドレスは5を参照）

ウ 質問とその回答は、参加表明書により参加の意思を示した者に対し、令和8年8月5日（水）までに電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>) に掲載する。

(3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、アの提出書類（以下「企画提案書等」という。）を以下のとおり5の場所に提出すること。

なお、提案は1参加者につき1提案とする。

ア 提出書類

(ア) 令和8年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運営業務企画提案書等提出書（実施要領様式第2号）

(イ) 企画提案書

※様式・枚数任意。ただし、A4判で作成すること。（必要に応じてA3判の折り込みも可。）

(ウ) 見積書（任意様式）

※1（4）に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

(エ) 法人の概要資料（任意様式）

(オ) 法人の定款及び登記事項証明書（提出日の3か月以内に発行されたもの）

※コピーも可。

(カ) 直近会計年度の決算書

※コピーも可

(キ) 個人情報の管理に係る申告書（実施要領様式第3号）

イ 提出部数

正本各1部、副本各5部

ウ 提出方法

郵送又は持参によること（電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。）。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により送付すること。

エ 提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時必着

5 各種書類提出先・問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部産業未来創造課
電話 0857-26-7690
電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

6 審査の方法

- (1) 令和8年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運営業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を開催し、あらかじめ提出された企画提案書等の内容、7のプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、別添2「令和8年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運営業務プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき審査し、その結果、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として提案する。
- (2) 審査会は3名で構成する。
- (3) 審査結果は文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>)で公表するものとする。
審査結果の通知にあたっては、全ての提案者の順位及び得点を記載し、提案者名については最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載する。
審査結果の公表にあたっては、最優秀提案者の名称、全ての提案者の順位及び得点を公表する。
- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査員に対し、本プロポーザルに関する働きかけを行った者は失格とする。

7 プレゼンテーションの開催

- (1) 開催日
令和8年8月31日（月）（予定）
- (2) 場所
鳥取県庁内の会議室で開催（予定）
- (3) その他
ア 正式な開催日・場所は、参加表明書を提出した者に別途通知する。
イ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内（厳守）とし、終了後、審査会の審査員からの質問時間を30分程度設ける。
ウ プレゼンテーションは対面を原則とするが、遠方からの参加等により対面が困難な場合は、オンラインによる実施を認めるものとする。

8 契約の締結

- (1) 6により最優秀提案者に選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。
この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとし、協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県（以下「県」という。）が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。
また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に

照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に県が発注した物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を請け負わせたことと認められるとき。

9 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 業務の要件に反した場合の取扱い

受託者が業務の実施に当たり契約の要件に反した場合には、県は契約の全部又は一部を解除することができる。

11 その他

（1）企画提案書等の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書等、虚偽の記載がなされた企画提案書等又は1（4）の予算額を超える金額の見積書を添付した企画提案書等は、無効とする。

（2）参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）業務内容に関する説明会は、行わない。

（4）著作権の取扱い

ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（5）情報公開等の取扱い

ア 提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する

非公開情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となる。
イ 企画提案書等（見積書を含む）について同条例の規定による公文書開示請求が行われた場合、全部開示を原則とする。

ウ 企画提案書等（見積書を含む）の作成・提出にあたっては、上記イに留意すること。なお、プレゼンテーションにおいて、企画提案書に記載されていない内容を説明することは差支えない。

エ 提出された書類について、県は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 主なスケジュール（予定）

令和8年7月10日（金）	調達公告
令和8年7月24日（金）	参加表明書の提出期限、質問の提出期限
令和8年8月5日（水）	参加資格の確認結果通知、質問の回答期限
令和8年8月21日（金）	企画提案書等の提出期限
令和8年8月31日（月）	プレゼンテーション
令和8年9月上旬	審査結果通知、契約締結

(7) その他

ア 本プロポーザルの詳細は実施要領による。

イ 提出された書類は返却しない。